議案第７１号

損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和８年９月２日

提出者　青梅市長　大勢待　利　明

（説明）

地方自治法第９６条第１項第１３号、地方公営企業法第４０条第２項および青梅市病院事業の設置等に関する条例第７条の規定にもとづき、損害賠償の額を決定したいので、この案を提出いたします。

損害賠償額の決定について

青梅市は、市立青梅総合医療センターの職員の行為により発生した損害に関し、下記のとおり、損害賠償の額を決定する。

記

１　損害賠償の額

￥１，３１９，６６４．―

２　損害賠償の相手方

青梅市外に所在する法人

３　概要

市立青梅総合医療センターの職員が、同センターに入院していた患者の個人情報を不正に入手し、同患者の居宅を訪問したため、同患者は恐怖を感じ転居を余儀なくされた。同患者を雇用する相手方は、同居宅を従業員宿舎として賃借し同患者を居住させていたが、転居に伴い同居宅の賃貸借契約を中途で解除せざるを得なくなったことから、違約金等の支払義務を負う損害を被った。